

○はじめに

- ・ 理事長より、理事の招集の経緯と連絡がなかった理事が4名であったことの説明があり。
- ・ 委任などもせず議決権を行使しない欠席理事は4名であり、理事会が有効であることを確認。

○議題1：東日本ブロックインストラクター推薦について

- ・ 審判数やチーム数が多い東日本ブロックにあって、審判講習会などを円滑に運用していくためのインストラクターの数の確保が必要
- ・ 現審判長の推薦が決定。その他追加として、A・B・C・D・E・Fらの名前があがるが、候補とする審判員の要件（東日本ブロック主催行事への参加実績等）や女性審判員の数などについて議論し、不明点があるため理事長が全国少年少女レスリング連盟事務局に確認して、推薦者を決定（理事長へ一任）

○議題2：2023年度東日本ブロック事業計画について

2023年度東日本ブロック大会について：栃木県より希望の申し入れあり。

- ・ マット4面（座席数不明も国体会場であり十分である印象を共有）
- ・ 5月3週目または4週目の日曜日に設定
- ・ 12月までに手続きが必要→書類の準備など必要なことは事務局平岡が手伝う
- ・ 東日本ブロック事務局が全力でバックアップする

○議題3：以降の東日本ブロック事業計画について

- ・ 2024年度：茨城、2025年度：埼玉とし、軸となる流れを2025年まで策定
- ・ 基本各県持ち回りとすることを確認（立候補地があればその都度理事会で議論）
- ・ 現在の町田会場を使い続けてきたことへの感謝とともに、使い続けて負担をかかっていることを回避
- ・ 特定の地域レスリング協会に金銭的な支援は回避
- ・ 東日本大会は年に1度だけ という規定はないことも確認。
- ・ 分割開催も視野（学年度とに日程をわけたり二日連続で行ったり）

○議題4：大会・審判講習会開催にともなう東日本ブロックからの補助について
基本的な補助内容を確認

・ ブロック大会

- 「全国少年少女レスリング連盟」の補助金額：10万円をそのまま大会主催者へ
- 大会エントリー費用：主催者へ
- ブロック登録料：東日本ブロックへ
- ※東日本ブロック役員の弁当類は主催者負担

・ 審判講習会

- 1日開催2万5千円、2日5万円
- ※ただし、講習参加数に応じて練習用の試合数を確保できる環境をつくること
- ※東日本ブロック役員・講師弁当は主催者もち
- ※東日本ブロック役員・講師交通費・謝金は東日本ブロックもち

・ 合同練習について

- ※大雑把な方針を策定せず今後引き続き議論
- ※合同練習は「全国少年少女レスリング連盟」が要望する宿泊を伴うものを目指す、現段階のコロナ渦環境では難しい。今後引き続き議論

○議題5：東日本ブロック内規（案）について

事務局が作成した東日本ブロック内規案について議論および確認

- ・ 令和5年4月1日から運用開始する
- ・ 令和4年12月1日までに各都県の理事を、各都県で決定し事務局に連絡する（東京3名、神奈川2名、その他1名ずつ）
- ・ そぐわない内容があれば理事会で議論し適宜変更を加えていく
- ・ 2年間の任期とする

理事会で確認された事項

- ※理事数はクラブ数によって内規の計算方法で決定：クラブ数はHPで確認できる
- ※理事長・会長は各県の理事のなかから互選（立候補者確認して承認または投票）

- ※ 理事長・会長選出県は、代わりの県代表理事を新たに選出する
- ※ 事務局長は理事長の指名人事
- ※ 各都県の理事が空位となり選出がない場合に限り東日本ブロック理事会による推薦人事とする。
- ※ 各委員長・名誉理事・顧問などは理事長指名・理事会で承認
- ※ 理事会への参加は議題などに応じて理事会が認めるものは参加可
- ※ 理事以外にも発言の機会はある。
- ※ ただし投票については、各県代表理事および理事長・会長のみとする。議決が同数で決まらない場合のみ事務局長にも議決権をあたえる（各委員長、名誉理事、顧問に議決権はない）
- ※ 無断欠席は理事長一任として扱う
- ※ できるだけ都県代表理事はリモートでの理事会参加ができるものとする